

講演録

海外腐敗行為とグローバル企業の対応

—R-BEC013 (外国公務員贈賄防止に係わる内部統制ガイダンス) の概要



『R-BEC013 外国公務員贈賄防止に係わる内部統制ガイダンス』【非売品】
高 巖 (著)
発行：麗澤大学企業倫理研究センター

* <http://r-bec.reitaku-u.ac.jp/news/2014031917380176.html>
から無料ダウンロード可

麗澤大学大学院 経済研究科

教授 高 巖

2つの社会哲学と共通する国際課題

国際的取引に関しては、「リバタリアニズム」(自由至上主義)と「ニューリベラリズム」(社会自由主義)の2つの思想・哲学がある。自由至上主義は、政府や国際機関が口を出さず自由にマーケットに任せるといったもの。一方、社会自由主義は、社会的な弱者に手を差し伸べなければ、社会の正義は実現できないという考え方であり、直接的には「人権侵害」などの行為を最も忌み嫌う。この2つは水と油の関係にあるが、それらがある課題に関して共に手を取り合くと、通常想定される以上の強い合意をもって問題解決が推進される。

手を取り合える課題とは何か。それが「海外腐敗行為」である。すなわち、自由至上主義は、マーケットのルールを逆手に取って、影響力のあるもの同士が裏で結託し市場メカニズムを歪めるような贈賄を絶対に許さない。社会自由主義も官僚の腐敗を許容しない。

公務員は国民(多くは社会的弱者)に仕えるサーバントでなければいけないが、賄賂を受け取るとを当然と彼らが考えるようになれば、もはやサーバントではなく、国民を搾取するマスター(主人)となってしまう。これは法治国家の破壊へとつながる。

グローバルリスクとしての海外腐敗行為

海外腐敗行為には3つのリスクがある。1つ目

は、米英の腐敗防止法(FCPAとUKBA)の管轄権が、様々な理屈を設けて柔軟に域外適用されること。

2つ目は、サンクション・罰金などが非常に重くなっていること。シーメンスに対する制裁はこれまでの最高額となっている。米国とドイツで8億ドルずつ合計16億ドルの罰金・制裁金を払っている。裁判所文書によれば、2001～07年の間、最低でも4283回、エージェントを使って不正な利益を提供していた。違反行為があれば、通常、米司法省(DOJ)から社内調査を実施し報告するよう求められる。仮に、会社の意向を受けた第三者委員会報告書のようなものを提出すると、とんでもないことになる。

シーメンスは、2年近くをかけ、デジタル・フォレンジック(メールの確認)を含む調査を、外部弁護士、フォレンジック会計士、社内スタッフなど約300人を投入、実施している。その費用は14億ドル。さらに、当時の経営陣は、刑事責任に問われ、会社側からも民事上の責任を問われる。さらに、シーメンスは、4年間も保護観察に置かれた。会社が受けた影響は計り知れない。

3つ目は、過去と比較すると摘発の可能性がかなり高まっていること。その外部ファクターとしては、政権交代がある。政権が交代すると、新政権は前政権がやっていたことを批判する。インドやインドネシアでも、さっそく動き始めている。内部ファクターとは、当局側が情報を集めやすい